

建物破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 発生日時 令和3年12月6日（月）午後4時00分頃
- 2 発生場所 八戸市立三条中学校 校庭
- 3 事故の概要 野球部活動中の生徒が、遠投の練習をしていたところ、ボールが防球ネットを越え、校庭横の新築展示場の住宅にぶつかり外壁役物を破損した。
- 4 損害賠償額 90,079 円
(全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付)
- 5 専決処分月日 令和4年1月4日（火）処分第1号
- 6 示談成立月日 令和4年1月5日（水）